

○大竹市工事成績評定要領

平成29年10月30日

要領

改正 令和元年12月18日要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の技術水準の向上を図るとともに、受注者の適正な選定及び指導育成に資するため、工事の成績の評定（以下「評定」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として最終的な請負金額が130万円以上の工事について行うものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(評定の方法)

第3条 評定は、工事の完成を確認するための検査（以下「完成検査」という。）及び工事の施行の状況等を確認するための検査（以下「中間検査」という。）が終了した後に、工事の種別に応じ、県が定める評定の基準により工事ごとに行うものとする。

2 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該工事の監督員のうち2名及び当該工事の完成検査又は中間検査を行った者とする。

(評定結果の通知)

第4条 市長は、当該工事の受注者に対して別記様式第1号により評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第5条 市長は、前条の規定による通知の後に評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、当該工事の受注者に対して修正した評定の結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第6条 第4条又は前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（大竹市の休日を定める条例（平成元年大竹市条例第21号）第1条第1項各号に規定する日を含む。）以内に、別記様式第2号により市に対して評定の結果について説明を求めることができるものとする。

2 市は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、評定に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行し、平成29年4月1日以降に完成した工事について適用する。

附 則（令和元年12月18日要綱）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に引渡しを受ける工事に適用する。

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第6条関係）